

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十年厚生労働省告示第二百十三号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める一単位の単価

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は

障害児入	指定福祉型障害児入	主として	当該施設に併設	千分の千百	
保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千百十二	放課後等デイサービス (指定医療機関において行う場合を含む。)	主として重症心身障害 児以外の障害児を通わせる 場合	千分の千百三十七
医療型児童発達支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千	センターであるものを 除く。)又は基準 該当児童発達支援事 業所(以下「指定児 童発達支援事業所等 」という。)におい て行う場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千百三十七

		所支援	
		所施設において行う場合	
所させる	主として盲児を入所させる	知的障害のある児童を入所させる場合	<p>する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p> <p>当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>
	千分の千九十九	千分の千百十	千分の千百十二

		場合	
		主として ろうあ児 を入所さ せる場合	
当該施設が単 独である指 定	当該施設が単 独 て行う場合	当該施設が主 たる施設であ る指 定福祉型障 害児 入所施設に お いて	当該施設が単 独 て行う場合 定福祉型障 害児 入所施設に お いて
千分の千百十一		千分の千百八	千分の千百十一

二級地					
児童発達支援	障害児相談支援				
業所（児童発達支援）	指定児童発達支援事業				
主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の場合を含む。	指定医療型障害児入所施設において行う場合	（指定医療機関において行う場合を含む。）	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千九十三	千分の千八百	千分の千	千分の千	千分の千百十	千分の千百十六

		保育所等訪問支援	
障害児入所支援		指定福祉型障害児入所施設において行う場合	
主として	主として	知的障害のある児童を入所させる場合	主として
当該施設に併設	当該施設に併設	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千八十三	千分の千九十二	千分の千九十三	千分の千九十三

<p>盲児を入 所させる 場合</p>	<p>主として ろうあ児 を入所さ せる場合</p>
<p>する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合</p>	<p>当該施設が単独 施設又は主たる 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合</p>
<p>千分の千九十三</p>	<p>千分の千九十</p>

障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定医療機関において行う場合を含む。)	児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十三
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千九十七
						千分の千九十

		三級地	
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通過させる場合又は主として難聴児を通過させる場合	千分の千七十四
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児を通過させる場合	千分の千九十一
医療型児童発達支援 （指定医療機関において行う場合を含む。）	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通過させる場合	千分の千
		主として重症心身障害児を通過させる場合	千分の千七十二

	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	
保育所等訪問支援	障害児入 所支援 指定福祉型障害児入 所施設において行う 場合	主として 知的障害 のある児 童を入所 させる場 合 当該施設が単独 施設又は主たる 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合	千分の千六十七 千分の千七十四 千分の千七十四 千分の千七十三

主として ろうあ児 を入所さ		主として 盲児を入 所させる 場合	せる場合
定福祉型障害児 る施設である指	当該施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 所施設において 行う場合	当該施設が単 独施設又は主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	当該施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合
千分の千七十二	千分の千七十二	千分の千七十四	千分の千六十六

指定医療型障害児入所施設において行う場合		
指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	<p style="text-align: right;">せる場合</p> <p>入所施設において行う場合</p> <p>当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p> <p>当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>
千分の千	千分の千七十三	千分の千七十七

		四級地			
放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定医療機関において行う場合を含む。)	児童発達支援		障害児相談支援	
		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)において行う場合	指定児童発達支援事業所等において行う場合	(指定医療機関において行う場合を含む。)	
主として重症心身障害児	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合又は主として 難聴児を通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	
		主として重症心身障害児を 通わせる場合		主として重症心身障害児を 通わせる場合	
千分の千六十	千分の千	千分の千七十六	千分の千七十六	千分の千七十二	千分の千七十二

	保育所等訪問支援	障害児入所支援 指定福祉型障害児入所施設において行う場合		
児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合 当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	
	千分の千七十六	千分の千五十六	千分の千六十二	千分の千六十二

主として自閉症児を入所させる場合	主として 盲児を入 所させる 場合 当該施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	千分の千六十一
主として	当該施設が単独 施設又は主たる 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合	千分の千六十二
主として	当該施設が主た 行う場合	千分の千六十

主として肢体不自由のある	ろうあ児 を入所さ せる場合 入所施設におい て行う場合	ろうあ児 を入所さ せる場合 入所施設におい て行う場合	ろうあ児 を入所さ せる場合 入所施設におい て行う場合
千分の千六十一	当該施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	当該施設が単独 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合	当該施設が単独 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合

	福祉型障害児入所施設において行う場合	
主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	千分の千四十九
主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十四
	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十九

主として ろうあ児 を入所さ せる場合	当該施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	千分の千四十八
当該施設が単独 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合	千分の千四十九	
当該施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい	千分の千五十二	

		通わせる場合	
医療型児童発達支援 (指定医療機関において行う場合を含む。)	千分の千		
放課後等デイサービス	主として重症心身障害障 害児以外の障害児を通わせる 場合	千分の千三十六	
保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千四十六	
障害児入 所支援	指定福祉型障害児入 所施設において行う 場合	主として 知的障害 のある児 童を入所 させる場 合	千分の千三十三
		当該施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	千分の千三十七
		当該施設が単独	千分の千三十七

	施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合	
		千分の千三十七	千分の千三十三	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定

		七級地			
		児童発達支援		障害児相談支援	
業所等において行う		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定医療機関において行う場合を含む。）	
指定児童発達支援事業所等において行う		主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	
主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合		主として重症心身障害児を 通わせる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合 定福祉型障害児入所施設において行う場合	
千分の千十八		千分の千二十三		千分の千三十六	
		千分の千十九		千分の千	
				千分の千三十七	

	場合	医療型児童発達支援 (指定医療機関において行う場合を含む。) 放課後等デイサービス	場合 主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
障害児入 所支援	指定福祉型障害児入 所施設において行う 場合	主として 知的障害 のある児 童を入所 させる場 所施設に併設 する施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい	千分の千十七	
保育所等訪問支援	主として 重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千十九		
	主として重症心身障害障 害児以外の障害児を通わせる 場合	千分の千十八		
	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千		

		主として ろうあ児 を入所さ せる場合	
当該施設に併設 行う場合	当該施設が単独 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合	当該施設が主た る施設である指 定福祉型障害児 入所施設におい て行う場合	施設又は主たる 施設である指定 福祉型障害児入 所施設において 行う場合
千分の千十九	千分の千十九	千分の千十八	

<p>その他</p>				
<p>障害児相談支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援</p>	<p>障害児相談支援</p>	<p>指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定医療機関において行う場合を含む。)</p>	<p>主として肢体不自由のある 児童を入所させる場合</p>	<p>する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>
<p>千分の千</p>	<p>千分の千十八</p>	<p>千分の千</p>	<p>千分の千十八</p>	

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ 一級地 人事院規則九―四九（地域手当）（以下「規則」という。）別表第一（以下「級地区分表」という。）において一級地とされている地域

ロ 二級地 級地区分表において二級地とされている地域

ハ 三級地 級地区分表において三級地とされている地域及び東京都のうち東久留米市

ニ 四級地 級地区分表及び規則附則別表第一において四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町

ホ 五級地 東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市

ヘ 六級地 級地区分表及び規則附則別表第一において五級地とされている地域並びに埼玉県のう

ち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市

ト 七級地 級地区分表及び規則附則別表第一において六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市

チ その他 イからトまでに掲げる地域以外の地域

三 前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

また、前号に掲げる級地区分表及び規則附則別表第一は、平成二十四年四月一日時点の規則において定められたものをいい、その後における規則の改正によって影響されるものではない。

四 前三号にかかわらず、適用日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第●●号）第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第二百十九条又は第二百二十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサ

ービスを提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準第四
 条若しくは第六十五条に規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は児童発
 達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う場合における
 一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デ
 イサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中
 欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分		支援の種類	割合
一級地	二級地	児童発達支援（主として重症心身障害障害児以外の障害児を 通わせる指定児童発達支援事業所等において行う場合） 放課後等デイサービス（主として重症心身障害障害児以外の 障害児を通わせる場合）	千分の千八十一
三級地	千分の千六十八		
四級地	千分の千六十三		
五級地	千分の千六十		
六級地	千分の千五十四		
七級地	千分の千四十五		
八級地	千分の千四十二		
九級地	千分の千三十六		
	千分の千三十二		

五 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄

に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

		二級地	一級地	地域区分	十級地
神奈川県	鎌倉市	東京都 西東京市	東京都 特別区	都道府県	その他
		武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、		地域	十七級地
					十六級地
					十五級地
					十四級地
					十三級地
					十二級地
					十一級地
					千分の千二十九
					千分の千二十六
					千分の千二十三
					千分の千十八
					千分の千十五
					千分の千十四
					千分の千九
					千分の千五
					千分の千

七級地	六級地		五級地	四級地					三級地						
千葉県	大阪府	埼玉県	大阪府	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府
千葉市	高石市	さいたま市	岸和田市、忠岡町	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	京都市	横須賀市、逗子市	三鷹市、小金井市	西宮市、宝塚市	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、府中市、調布市	芦屋市	大阪市、守口市

		十級地					九級地					八級地			
滋賀県	神奈川県	東京都	千葉県	福岡県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	埼玉県	福岡県
大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	青梅市、東村山市、あきる野市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	北九州市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、浦安市	志木市	つくば市	伊丹市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、門真市	厚木市、葉山町	福生市、清瀬市	和光市	福岡市

十三級地	十二級地										十一級地				
北海道	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県		埼玉県	茨城県	宮城県	大阪府	東京都	広島県	奈良県	大阪府
札幌市	川西市	羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	成田市、柏市、印西市	市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷	取手市	仙台市	松原市	東大和市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市

十四級地															
愛知県	千葉県	埼玉県	茨城県	長崎県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	長崎市	岡山市	和歌山市	天理市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市、刈谷市、豊田市	小田原市、三浦市	武蔵村山市	袖ヶ浦市	草加市

十六級地										十五級地				
愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	福岡県	山口県	奈良県	静岡県	北海道	滋賀県	三重県
瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市	沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市	茂原市、佐倉市、市原市、白井市	行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市	宇都宮市	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三潴町を除く。） 、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町、旧穎田町を除く。）	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町を除く。）	生駒市	熱海市、伊東市	小樽市	草津市	鈴鹿市

十七級地

福井県	石川県	富山県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	
福井市	金沢市	富山市	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	川辺町、栗橋町、杉戸町	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北	前橋市、高崎市、太田市	鹿沼市、小山市、大田原市	龍ヶ崎市、筑西市	名取市、多賀城市	大和高田市、橿原市	三田市	河内長野市、大阪狭山市	亀岡市、京田辺市	守山市、栗東市	津市、四日市市

山口県	周南市
広島県	廿日市市、海田町、坂町
和歌山県	橋本市
奈良県	桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町
兵庫県	加古川市、三木市
大阪府	泉南市、阪南市、能取町、田尻町、太子町
京都府	木津町
滋賀県	彦根市、長浜市
三重県	桑名市、名張市、伊賀市
愛知県	、三好町 南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江 井市
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市
長野県	長野市、松本市、諏訪市

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

その他	府県	一級地から十七級地まで以外の地域
	福岡県	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町
	香川県	高松市